

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが我々の願いである。学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、学校において、様々な取り組みが行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、どこでも起こりうるという危機意識を持ち、ことにあたらなければならない。

いじめ防止対策推進法第 1 条が示すように、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このため、鶴岡第一中学校いじめ防止基本方針（以下、「鶴岡一中基本方針」という。）は、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行、以下、「法」という。）及びいじめ防止基本方針（平成 25 年 10 月 11 日策定、平成 29 年 3 月改訂）、平成 29 年 11 月に改訂された「山形県いじめ防止基本方針」（以下、「県基本方針」という。）を踏まえ、平成 31 年 2 月に鶴岡市より新たに示された「鶴岡市いじめ防止基本方針」（以下、「市基本方針」という。）を基に、学校。家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効性のあるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題を克服していくための方針を策定するものである。

（令和 6 年 4 月）

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

1.1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定され、鶴岡第一中学校ではこれに則るものとする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において、「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

また、この条文について、国の基本方針には、以下の通り説明がなされており、鶴岡一中において条文を解釈する場合も同様とする。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生して

いる場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが「いじめ」という言葉を用いて指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

1.2 いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 関係者の役割・基本姿勢

2.1 学校及び教職員の役割・基本姿勢

- ①わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ②いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④いじめに関わる情報を教職員が抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応を行う。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

⑥教職員は、児童生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

2.2 保護者の役割・基本姿勢

①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。

②どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

2.3 子どもたちの役割・基本姿勢

①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。

②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3 いじめ防止のための組織

3.1 いじめ対策のための組織

いじめの防止，早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「鶴岡一中いじめ防止対策委員会」を設置する。

○構成員

常任委員：校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭，特別支援 CO

特別委員：学級担任，部活動顧問，PTA代表，教育相談員，主任児童委員，SC

(特別委員は，必要に応じて校長が依頼する)

○取組内容

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・改善等
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

3.2 重大事態調査組織

市教育委員会と協議のうえ、「鶴岡一中いじめ防止対策委員会」の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

4 関係機関との連携

4.1 教育委員会との連携

いじめの未然防止や早期発見，早期対応の取組等、市教育委員会からの指導を受け，いじめ対策の充実を図る。また，いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など，連携が必要と判断する場合には，支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。さらに，重大事態が発生した場合には，学校及び教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

4.2 警察，児童相談所，医療機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し，鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては，例えば，いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，法務局等）との適切な連携が必要であり，学校警察連絡協議会等を通じ，平素から，学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。

また，教育相談の実施にあたり，必要に応じて，医療機関等の専門機関との連携を図ったり，法務局等，学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど，関係機関と連携する。

4.3 学校相互、中学校ブロック内小学校等との連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合には，いじめにかかわる情報を適切に共有し，学校間で連携して，関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導，助言を行う。また，ブロック内の小学校とも，いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど，接続する小・中学校の連携の充実を図る。各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1～2回行い，対策等の共有を図る。

5 いじめ防止等の基本的な取り組み

5.1 未然防止の取り組み

5.1.1 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ①全ての教職員が生徒一人一人の人格を尊重し、その健全な成長を願う気持ちを持って全生徒に接する。
- ②日常的な会話や観察の他に、学校組織として定期的なアンケート調査、教育相談、生活記録等を通して生徒の気持ちの変化を早期に把握できるようにする。
- ③児童生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-U検査（5月・11月実施）を実施し活用を図る。
- ④保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努める。
- ⑤気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など組織として対応する。
- ⑥管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。

5.1.2 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。
- ②道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進する。
- ③「道徳科」として教科化されたことに伴い、その趣旨に沿った授業を展開すると共に、人間関係の構築や思いやりの気持ちを育むこと等、道徳的実践力を高める指導を行う。

5.1.3 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①学校段階における系統的な「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

②家庭における「いのち」の教育の実践

家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

地域においては、家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、家庭・学校とともに推進していく。

5.1.4 生徒会の主体的な活動の推進

①いじめの防止を自らの問題として受け止め、改善していこうとする生徒の自主的な機運を育て、活動を促進するようはたらきかける。

②生徒会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりを守ることの大切さを共有し高め合う集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる。

③挨拶運動や温かい心を育む活動を通して、生徒会が人間関係づくりを主体的・積極的に進めることで、いじめ根絶へつながる土壌をつくりあげることができるよう支援していく。

5.1.5 教員等の資質能力の向上

- ①生徒達の間人関係を慎重に見抜く危機意識，すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め，発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や，いじめの未然防止に向けた学級経営等について研修機会等を設定し，教職員の資質向上を図る。
- ②通常学級に在籍し，学習障がいや注意欠陥多動性障がい，あるいは自閉症スペクトラム障がい疑われる生徒の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により，人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが，いじめなどの問題の原因となり集団や対人不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況の中，生徒に対する適切な対応や支援・指導ができるように，教員の研修等への参加を進める。

5.1.6 PTA組織を生かした取組の推進

- ①PTA組織を通して，教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会への参加を奨励する。
- ②PTAや関係機関と連携の上，携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど，インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための生徒への情報モラル教育の充実を図るほか，家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など，保護者への啓発に努める。

5.1.7 いじめの実態把握のための調査研究の分析・考察

- ①いじめの実態把握のために，県教育委員会から示されている年2回のアンケート、教育相談にあわせたアンケートや状況に応じた「生活アンケート」、Q-Uなどを活用し調査を行う。
- ②「鶴岡一中いじめ防止対策委員会」を中心に学年部会、生徒指導部会で結果を分析・考察し、いじめの防止等に関する取組に反映させていく。

5.1.8 山形県教育委員会から示された「チェックリスト」の活用

職員会議や生徒理解校内研修会等において、県から示されたチェックリストを全教職員で実施し、教職員の意識の向上、早期発見、対応について確認する。

5.2 早期発見の取組

5.2.1 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、組織的な対応が可能となるような体制を整備する。

①いじめを見逃さない

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

このような、いじめとその初期段階と思われる行為を発見した場合は、直ちにその行為をやめさせ、被害生徒の心情に寄り添って指導に当たる。

②見えにくいいじめに気づく

インターネット上で行われたり、大人が気づきにくい形で行われたりするいじめに対し、日頃の生徒との会話や生活記録、様子の観察等を通して気づくことができるように努力する。いじめが疑われる場合には生徒の心に寄り添いながら声をかけ、その人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認する。

③いじめの早期発見のための対応と取組

○いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題

○いじめを許さない学校と学級づくり

- ・生徒と保護者に対し姿勢を明確に示す。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の点検

- ・「いじめ問題への取組点検表」（県教育委員会）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

○実態把握のためのアンケート等の実施

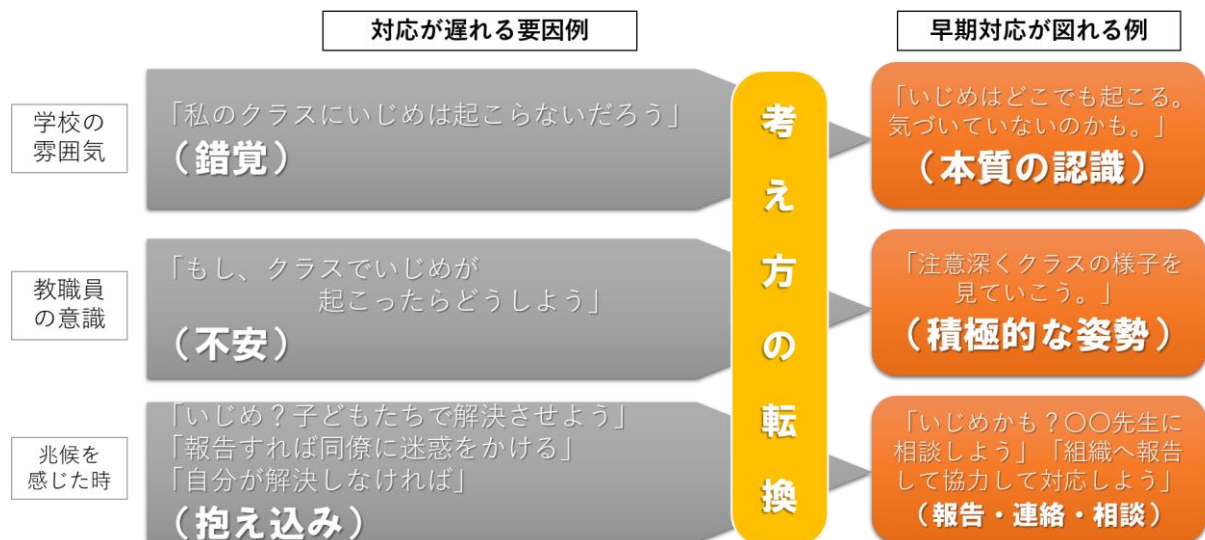
- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（5月頃・11月頃）の実施
- ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）の報告に結果を反映
- ・教育相談にあわせたアンケートや状況に応じた「教育相談アンケート」等を実施

○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県教委等で示した様式による、教職員用と保護者用のチェックリストの配布アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施
- ・教育相談日（4月・5月・11月）を設け、小さな悩みを拾い上げる計画的なシステムを構築

○相談窓口（連絡先）の提供

- ・学級、学年に関わること…学級担任、学年主任
- ・部活動に関わること…部活動顧問
- ・健康に関わること…養護教諭
- ・学校生活全般に関わること…生徒指導主事



5.2.2 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの初期段階を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有する。それによって、いじめに関わる生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく校内組織に必ず報告・相談し、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの初期段階については家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう依頼する。校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域にも知らせるとともに、いじめに関する保護者対象アンケートを年2回（5月・11月）実施し、家庭と連携していじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

「生活の記録」等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったりする。併せて、教育相談等の機会を活用し、生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。また、日頃から生徒と教職員との間の信頼関係の構築に努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

いじめの実態を把握するために定期的なアンケートを実施する。また、その結果を踏まえ、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取り把握する。

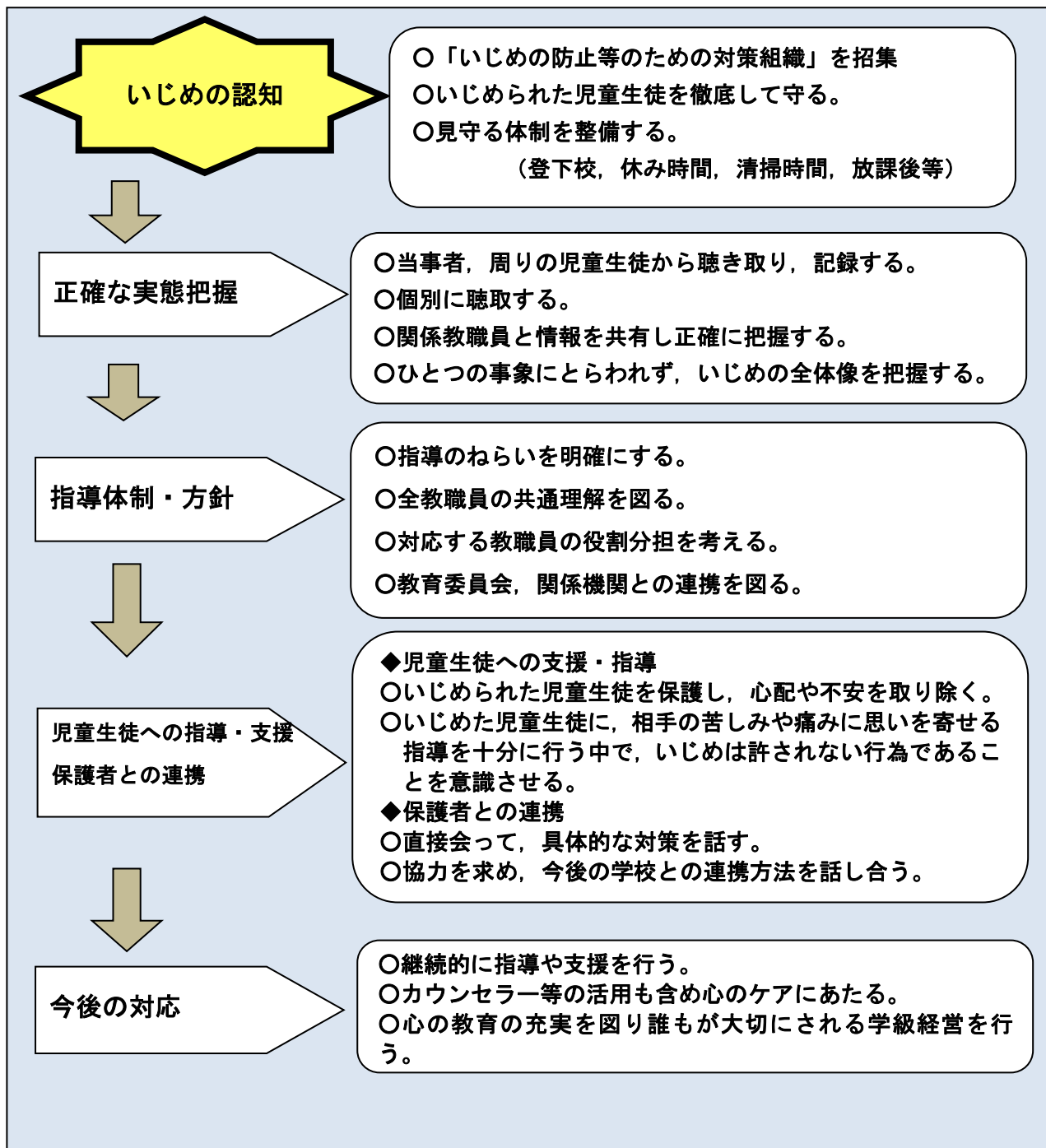
ウ) 相談窓口の設置と周知

生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

5.3 いじめ発生の場合の適切な対応

5.3.1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、組織的に対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、被害・加害生徒の保護者に連絡する。



5.3.2 いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに校内のいじめ防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

把握すべき情報	要注意
<ul style="list-style-type: none">◆誰が誰をいじめているのか？【被害者と加害者の確認・人数等】◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【態様と内容】◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】	児童生徒の 個人情報 はその取扱いに 十分注意！
正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応します。	

5.3.3 いじめと認知した場合の対応

①被害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ) いじめられた生徒の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell: 心配していることを伝える, Ask: 自殺願望について尋ねる, Listen: 気持ちを傾聴する, Keep safe: 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②加害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ウ) いじめた生徒の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の生徒に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級・学校全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの要件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。教職員はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5.4 ネット上のいじめへの対応

5.4.1 ネット上のいじめの未然防止

①情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

- ・生徒の発達段階に応じた教科，特別活動，総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育を充実させる。
- ・生徒及び保護者が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し，啓発に努める。
- ・教員が，インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速，確実に行うことができるようにする。

②家庭・地域，P T Aとの連携

保護者会や地域との機会を捉えて，校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について，家庭・地域に情報提供を行い，学校と連携したネット上のいじめの未然防止への協力を求めていく。

5.4.2 早期発見・早期対応

①早期発見への取組

- ・鶴岡市教育委員会及び学校，P T A等が連携し学校ネットパトロール等を実施することができるよう検討する。
- ・インターネット上で，生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は，情報を組織的に共有するとともに，積極的に関係機関の指導，助言を受けながら対応する。

②早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については，被害の拡大を避けるため，迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求める。生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに地元警察署に通報し，適切な援助を求める。学校だけの対応では解決できない場合などは，法務局に相談して対応する。

6 重大事態への対処

6.1 重大事態の定義

①いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース

○生徒が自殺を図った場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより、当該生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

6.2 重大事態への対処

①全職員にその旨を知らせるとともに、鶴岡市教育委員会に速やかに報告する。合わせて、PTA会長、副会長にも個人情報の保護に配慮しつつ重大事態発生の旨を伝え協力を仰ぐ。

②調査組織を校内に設置する場合は「いじめ防止対策委員会」を母体とし、教育委員会の指導を仰ぎ設置する。

③②で設置した組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を実施するとともに、関係機関との適切な連携を図る。なお、次の点について、客観的に調査する。

○いつ（いつ頃から） ○誰から ○どのような内容 ○生徒の人間関係 ○学校・教職員の対応 ○いじめを生んだ背景

④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置を行う。

⑤調査結果については、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

7 教育相談及び生徒指導に関する体制整備と年間計画

7.1 教育相談

- ①教職員と生徒との信頼関係に基づく日常的な相談活動が活発になされることが重要である。
- ②一人の生徒を全職員で支えるという考え方に立ち、学級担任の他にも部活動顧問や教科担任など、相談内容や生徒の希望に応じて対応する。
- ③定期教育相談は5月上旬と11月上旬に実施する。相談内容のまとめを行い、全職員の共通理解と状況に応じた組織的な早期対応を図る。
- ④生徒の心の変化をキャッチし、機会をとらえたチャンス相談、呼び出し相談を積極的に行う。
- ⑤SC, 教育相談員による相談は、生徒及び保護者並びに担任・学年主任等の申し出により、SC, 教育相談員が相談に応じる。

7.2 生徒指導

- ①「自立」をめざし、生徒指導の三機能を生かした指導を行う。
- ②生徒指導部長を中心として、生徒会活動、教育相談、地域連携を柱として指導体制を組む。また、学年生徒指導担当を中心として各学年での指導を行う。
- ③問題行動に対しては学年担任団が中心となり対応するが、生徒指導部長、管理職と常に連絡をとり適切な指導が行われるようにする。

7.3 生徒理解

- ①**生徒調査票**、NRT検査、特別支援教育専門家チームのスクリーニング、Q-Uなどを活用し、生徒理解に努める。
- ②小中連絡会の情報、生徒理解研修会、生徒指導連絡会、主任児童委員との懇談会、民生児童委員との懇談会、毎回の職員会議での生徒情報の共有等、生徒理解を最優先事項とし、迅速かつ適切な指導に資する。

7.4 いじめ問題等に関する研修

①インターネット等に関する職員研修の実施

②鶴岡市教育委員会主催の教育講演会，講座に参加

7.5 年間計画

	情報共有・教員研修	活動支援		生活支援	
		いじめ等の未然防止の取組み	いじめ等の早期発見の取組み	保護者・地域との連携	
4月	生徒理解研修 特別支援教育巡回相談 (個別支援計画等の作成) いじめ防止研修会①	集会指導(初発指導) きまり説明会 学級・学年開き・部活動発足会 議案書討議	長期休業明けアンケート① 新入生教育相談(2・3年希望教育相談)	PTA運営委員会① PTA総会 放課後活動連絡会①紙面	
5月		1・2年:探求学習 3年:修学旅行 生徒総会① 1・2年:身だしなみ講話・SNS講話	いじめアンケート(生徒)① 教育相談アンケート① 定期教育相談①	PTA評議員会① いじめアンケート(保護者)① 田川地区リーダー研修会	
6月		校内授業研修会① 田川総体壮行式		授業参観①	
7月	いじめ防止推進委員会① 適応指導委員会①	きまり総会 体育祭研修会 軍別集会(体育祭行事)	QUアンケート① 学校評価アンケート 1学期の振り返り(学習・生活)	三者面談	
8月	特別支援教育研修 就学支援委員会	体育祭練習 2学期の初発指導	長期休業明けアンケート②		
9月		体育祭 田川新人壮行式放送		放課後活動連絡会②参集型 PTA運営委員会	
10月	いじめ防止研修②	合唱練習 学校祭		授業参観② PTA評議員会 PTA校外指導委員会 街頭指導	
11月	いじめ防止推進委員会② 適応指導委員会②	校内授業研修会② 3年:身だしなみ講話・SNS講話	定期教育相談② QUアンケート② 教育相談アンケート② いじめアンケート(生徒)②	いじめアンケート(保護者)② 学校評価保護者アンケート 第一ブロック研修会	
12月		生徒会選挙	2学期の振り返り(学習・生活) 学校評価アンケート(生徒・保護者)	三者面談 PTA文化研修委員会 講演会	
1月	年間反省アンケート(職員)	議案書討議 生徒総会②	長期休業明けアンケート③	新入生説明会	
2月				PTA運営委員会② PTA評議員会②	
3月	いじめ防止推進委員会③ 適応指導委員会③	新学年の学級編成 有終の美活動 校内リーダー研修会	3学期の振り返り(学習・生活) 1年間の振り返り	PTA運営委員会 小中連絡会	
通年	○職員会議・学年会・企画委員会・初期対応委員会等での情報交換 ○学年会・生徒指導部会での生徒情報の集約 ○スズキ校務の活用 ○ハンドブックの活用	○道徳教育(年間35時間)の実施 ○生徒会による学校づくり ○生徒主体の専門委員会での活動 ○生徒が自己有用感(非認知能力)を高められる授業づくり ○長期休業前後の生活指導 ○身だしなみへの啓蒙	○校内巡視 ○生活記録(スクール手帳等)の活用 ○相談窓口の情報展開 ○生徒指導事案が起こった際の緊急アンケート(状況に応じ記名・無記名を選択)	○学年PTA研修会 ○保護者との情報交換	

8 学校における点検・評価

8.1 学校評価を通して

鶴岡一中基本方針に基づく取組の実施状況を、評価項目に位置づけることとする。また、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、その改善に取り組む。必要に応じて見直しを図っていく PDCA サイクルの確立を進める。

- ①学校における対処方針や指導計画を明確にし、未然防止に取り組んでいるか。
- ②いじめの実態把握に努め、いじめ見逃しゼロを目指し、早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ③基本方針や取組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ④いじめが生じた際に、学校全体で組織的にかつ迅速に初期対応する体制が整備されているか。

8.2 教員評価を通して

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうかを評価する。

また、各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうかを評価する。

9 その他

9.1 基本方針の見直し

この基本方針は全職員が理解し活用するものであり、共同歩調で組織的に対応することで、いじめ防止にあたるものである。実態に即し、確かな方針とするためには、普段の見直しを図り、生きた使える方針にしていく。

【校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル】

- ①いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、組織的対応によるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、その都度の取り組み状況を生徒の視点で客観的に振り返り、改善を図っていく。
- ②未然防止の取り組み及び早期発見・早期対応の手順を全教職員が共通理解を図るために、常に学年会や職員会議等で情報交換をする。
- ③各学期末の職員会議において、いじめ問題への成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、全職員で共通理解を図る。
- ④鶴岡一中基本方針は、県基本方針及び市基本方針等に従い、毎年見直し・点検を図っていき、必要な改善を講じる。
- ⑤鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会で点検及び見直しを行い、必要な改善を講じる。

9.2 関係者との連携

- ①鶴岡一中基本方針を検討する段階から、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得る。
- ②保護者、地域住民、関係機関の関係者との協議を重ねながら、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携を行うよう努める。
- ③学校基本方針策定及び改定の際、いじめアンケートに記載された生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう努める。
- ④学校ホームページへ掲載し、保護者や地域住民が鶴岡一中基本方針の内容を確認できるようにする。
- ⑤鶴岡一中基本方針の内容を入学時・各年度の開始時に学校だよりで紹介する等して、本方針を生徒、保護者、関係機関等に説明する。